

官邸—「来週強行」の構え崩さず 総力あげ廃案の世論と運動を！ 維新、公明へのはたらきかけがポイント

今日の特別委員会では、安倍首相が出席し、テレビ中継が行われる「総括的集中質疑」が行われています。（今からでも傍聴を！）

戦争法案をめぐる攻防、つばぜり合いが続いています。

安倍首相がインターネット番組で妄言、中村哲さんは世論を代弁

自民党は安倍首相が自ら同党のインターネット番組に6日から連続出演し、言い訳を繰り返しています。「日本人のいのちや幸せな暮らしを守るもので、戦争や紛争を抑止し、平和な状態を保つためのもの」（6日）、「行使できる集団的自衛権は、憲法9条との関係で限られている。この制約はアメリカにも説明し、アメリカも了解している。アメリカの戦争の巻き込まれることは絶対ない」（7日）、「今回の法改正で自衛隊員は新たな任務も増えるが、新たな権限もあたえられるのでリスクも減っていく」「あらゆる事態に切れ目のない対応を可能にすることで、国民のリスクは下がり、抑止力を高めて未然に紛争を防げるので、戦争で国民を守るというよりも、抑止力で国民を守っていくということ」（8日）などと語っています。

安倍首相の発言は、特別委員会などでの答弁が分かりにくいということを差し引いても多くの国民が信用していないいま、この妄言ともいべき空虚な言い訳を完膚なきまでに追い詰めることが重要です。

中村 哲さんの発言から

その点で、中村哲さん（ペシャワール会現地代表、医師）はしんぶん赤旗日曜版7月12日付で次のように語っています。

「安保法案が成立すれば日本の一つの時代が終わると感じています。…安倍さんの演説を聞き、はっきり言って正気なんだろうかと思いました。

自衛隊が国際NGOを救出できるようにする、駆けつけ警護するという想定があり得ないことだし、そんなことをすると、助かる命も助からない。支援は、その国の人たちの願いと保護を受けてやれることです。地域の住民や行政と信頼関係を築いて、自分たちの安全を保ってきました。それを無視することです。

法案をまっすぐに見ると結局は、アメリカをはじめとする連合軍に日本も参加するということです。「平和、安全法制」「積極的「平和、主義」…平和が泣いています。…」

維新の党

これまでも気脈を通じていた首相官邸側と大阪系の太いパイプに対し、一部に採決時の出席もふ

くめ態度不明確な部分の存在など、動揺、複雑な動きを示しています。

公明党は DVD を配布

世論調査で支持者のなかで反対世論が強いことを重視した公明党は、独自の「解説 DVD」を作成し、配布して、党内、支持者内世論の取りまとめに懸命です。

維新の党、公明党への働きかけが大事—国会内でも地元でも

矛盾の焦点となっている維新の党、公明党議員への国会内での議員要請はカギのひとつともいえます。また地元事務所への働きかけ、特にこの土・日、地元に戻る各議員への地元有権者からの直接的な語りかけは重要です。

世論と運動の一層の強化を

9日行われた日弁連の学習会に民主、共産、社民各党の党首、生活、維新からも副党首や幹事長が参加し、全国各地で野党の各党地元代表が一堂に会しての街頭演説などが行われています。これは、戦争法案廃案に向けた国会内の共同をさらにすすめるとともに、院外での運動への大きな激励となっています。

昨日に続き、今日も衆議院第二議員会館～参議院議員会館前にかけて総がかり行動実行委員会のよびかけで座り込みが行われています。(17時まで)

土・日草の根の運動、来週の国会周辺の大行動の成功を

11日(土)、12日(日)に予定されている無数の全国各地、草の根での行動を成功させましょう。

国会周辺では総がかり行動実行委員会や憲法共同センターが主催する下記のような行動が予定されています。これらを大きく成功させましょう。

◇「戦争法案廃案！強行採決反対！中央公聴会開催抗議行動」

7月13日(月) 8時30分～12時30分 衆議院第二議員会館前

◇「戦争法案廃案！強行採決反対 7・14 大集会」

7月14日(火) 18時30分～ 集会＝日比谷野外音楽堂、国会請願デモ出発＝18時45分

◇「止めよう！戦争法案 署名提出決起集会」

7月14日(火) 15時～16時20分 砂防会館 集会後議員要請 終了後「大集会」に参加

◇「戦争法案廃案強行採決反対 国会正門前座り込み行動&正門前大集会」

7月15日(水)、16日(木)、17日(金)

座り込み行動は13時～17時 大集会は18時30分～19時30分 いずれも国会正門前

2015年7月8日特別委員会傍聴記

この日午後4時から傍聴。質問者は日本共産党の畑野君枝議員と宮本徹議員でした。

平時から日米が統合部隊化進む

自衛隊法 95 条の 2「武器等の防護」規定の新設で畑野氏追及

畑野氏は、地元横須賀基地にある自衛隊のイージス艦による米艦防護について、自衛隊法 95 条の 2 で米軍等の外国軍隊の武器等の防護の規定が新たに設けられようとしていることについて、「平時」から日米の統合部隊化が進むのではないとその危険を追及しました。

畑野氏は自衛隊法に 95 条の 2 を新たに設けたのは新ガイドラインで、平時から「各々のアセット(装備品等)を相互に防護する」としたことに対応したものではないかと追及。中谷防衛大臣

は、「新ガイドラインとの整合性も図りつつ検討したものでありますが、その必要性を認めて、我が国として主体的に判断したものと答弁し、新ガイドラインがかかわっているということは認めました。

そのうえで畑野氏は、米海軍の高官などの発言を紹介し、「米空母打撃群と海上自衛隊は共同で作戦を行う統合化を進めている、集团的自衛権の行使ができるようになれば、将来的にはNATO同盟国と同様の共同作戦を展開することも考えなければならない、集团的自衛権の容認によって、日米が実際に一つの部隊としてともに作戦を行うことが可能になる」と述べているなど、米側の要求が日米統合部隊化であることは明らかだと指摘しました。

その上で、実際に自衛隊と米軍の間でどういうことが進んでいるのか、横須賀に配備されている第七艦隊の旗艦ブルーリッジに海上自衛隊が情報をやりとりする連絡幹部を派遣していることやイージス艦に、敵ミサイルの位置情報を味方同士で共有し、即時に迎撃するシステム「CEC」（これは共同交戦能力といい、射撃指揮に使用可能な精度の高い探知、追尾情報をリアルタイムで共有することによって、経空脅威に対して部隊間で共同対処、交戦するためのシステム）を27年度予算で整備する例などをあげて集团的自衛権の行使と一体で日米の統合部隊化が進んでいると指摘しました。（この日外務大臣は横須賀に米海軍のイージス艦が10隻、内「CEC」搭載艦は5隻いると答弁）

迎撃ミサイルで交戦も 畑野氏指摘

次に畑野氏は、95条の2で「米艦に向かうミサイルを自衛隊のイージス艦が迎撃することはできるのか」と質問。防衛省の黒江哲郎防衛政策局長は「大臣が必要であると判断すれば可能性はある」と述べ、中谷元・防衛相もこれを認めました

さらに畑野氏は、「95条の2による米艦防護で、『武器を使用する』と法案に書いており、それでは、イージス艦による武器の使用というのは、ミサイルの迎撃以外に考えられない」と指摘し、「米軍の艦船と自衛隊のイージス艦が共同で行動している場合に『部隊同士』で防護するさいの武器の使用は、ミサイルの迎撃や、火器の使用も含まれることになるのではないかと追及。黒江氏は「当然考えられる」と認めました。

自衛隊のイージス艦は米中枢艦の統制下、『切れ目なく』米艦防護を行うことに

畑野氏は、自衛隊法95条の2に関して、7月1日の参考人質疑で柳沢協二元内閣官房副長官補は、共同作戦で行動する軍隊相互のアセット防護については、より広域の脅威情報を持っているものからの情報に基づいて、そしてトータルとしてアセット防護し合うわけですから、そこには、指揮中枢艦となるような船のネットワーク上のまさに統制に従って反撃の武器を使用するということが求められる、そういうネットワークの中に平時から自衛隊も入っていくというふうに述べた。結局、米軍の武器防護ということで、米艦防護の任務に当たる自衛隊、イージス艦は、ブルーリッジという指揮中枢艦の統制するネットワークのもとに平時から組み込まれると指摘。

米軍と相手国との武力紛争の事態が進展し、日本政府が、集团的自衛権を行使する「存立危機事態」と判断すれば、武力行使を行うことになることを強調。「自衛隊のイージス艦は、『切れ目なく』米艦防護を行う、まさに日米統合部隊がつくられることだ」と批判しました。

米兵救出で自衛官犠牲も

「先頭現場でも捜索・救助」 宮本徹氏が追及

宮本氏は、重要影響事態法案などに盛り込まれた「捜索救難の活動」について、今回戦闘現場になったとしても活動を継続することがあり得るということについて質問。

その中で墜落した米軍のパイロットの救出について、まず捜索救助をする戦闘参加者、当然米軍のパイロットも入ることを確認し、今回の法案で、戦闘員の捜索救難が戦闘現場になっても継続し得ることが盛り込まれたのは、アメリカからのニーズがあったと追求しました。政府は「捜索救助

活動は、ほかの後方支援活動と同様で戦闘が行われるといったようなことになると原則は一時休止をすることが原則だが、捜索救助活動の途中で既に遭難者を発見し救助に当たっている際にこれを放棄して一時休止しないといけないかどうかというところについて検討を行い、部隊の安全が確保される限りにおいて継続しても構わない、そういう条文を設けた答弁しました。

宮本氏は、今回の法案では戦闘現場になっても活動を続行する場合もあるとなっている。そうすると自衛隊員に戦死者が出るのではないかと追求するとともに、米軍は、パイロットを再び戦闘できるように戦列に復帰させ、士気を維持するのに不可欠な任務としていることを指摘。これのどこが人道的な活動なのか、軍事作戦の一環だと指摘しました。中谷元防衛相は「軍事的手段の一つ」と認め「捜索・救助」活動の継続は、「自衛隊の部隊が遭難者の所在する場所に到着し、すでに救助活動を始めているとき」にのみ認められるとの見解を初めて示しました。

『戦闘現場』で、任務遂行のために武器を使い、戦闘行為を続けることは『武力の行使』そのもので憲法違反は明確

宮本氏は、軍事作戦として「戦闘現場」で活動を継続することは大きな危険が伴うとして、「一人の米兵を救出するために、複数の自衛隊員が犠牲になるというケースも考えられる」と指摘。「戦闘現場」で自衛隊に軍事作戦を遂行させる同法案は、憲法が禁止した「武力の行使」そのものだとし、「憲法違反は明白だ」と強調しました。

さらに、宮本氏は「『戦闘現場』で活動を継続する場合、武器は使用するのか」と追及。中谷防衛相は「武器使用はできる」と述べましたが、「自己保存のための自然的権利であって、憲法9条で禁じられた『武力の行使』には当たらない」と開き直りました。宮本氏は「『自己保存』というなら、戦闘現場での活動を継続せずに、中断すればいい」と指摘。「『戦闘現場』で、任務遂行のために武器を使い、戦闘行為を続けることは『武力の行使』そのものであり、憲法違反は明確だ」と強調しました。

自民党席から「見捨てるのか」のヤジ

宮本氏の質問の途中、自民党席からは再三にわたって、「見捨てるのか」とのヤジが飛びました。宮本氏は、自衛隊がなぜ、米軍のパイロットを救出するために、戦闘現場になっても、戦死のリスクまで冒して行くのか。米軍がやればいだけの話ではないか。米軍自身の活動だったら、なぜ自衛隊にさせるのか。今日の答弁では全く納得いかないと主張しました。